

## グアムにおける新たな検疫措置について

9月26日、グアム準政府は24日夜に発出された新たな行政命令に基づく検疫隔離措置の詳細についてガイダンスを発出しました。詳細は以下のとおりです。

### 1. 感染者が発生していない国からの来島者に対する検疫措置

(1) 感染者が発生していない国（※WHOのCOVID-19 Dashboardを参照：<https://covid19.who.int>）から直行便（飛行機か船を問わず）で来島する場合、入国後の検疫措置は課さない。ただし、ソーシャルディスタンスの遵守、マスクの着用、消毒の励行を行わなければならない。また、新型コロナウイルスの症状が出た場合は速やかに医療機関に報告し、検査を受けなければならない。

(2) ビーチや公園は個人的な運動目的以外では利用してならず、現在有効な全ての行政命令に従わなければならない。

### 2. 上記1. 以外の全ての国からの来島者に対する検疫措置

(1) 入国に際して検疫同意書（Voluntary Quarantine Acknowledgement）に署名しなければならない。

(2) 事前の検査結果に関係なく、グアム政府指定施設において14日間の強制隔離が課される。空港からグアム政府指定施設までは往復とも専用車両によって輸送される。強制隔離中は、日々の経過観察に応じなければならない。また、医学的な緊急事態や許可された受診時を除き、強制隔離中はグアム政府指定施設の部屋から出たり、訪問者を受け入れたりしてはならない。

(3) ただし、隔離6日目に任意で検査を受検して（検査キットの在庫がある場合）陰性だった場合は、14日目までの残余の期間は自宅または自身で予約したホテルでの隔離とすることができる。この場合、改めて検疫同意書に署名しなければならず、隔離場所となる自宅または自身で予約したホテルの住所、自身の電話番号及びEmailアドレスを提供しなければならない。また、隔離中は日々の経過観察に応じなければならず、医学的な緊急事態や許可された受診時を除き、隔離中は隔離場所から出たり、訪問者を受け入れたりしてはならない（非接触型デリバリーサービスの利用時を除く。）。新型コロナウイルスの症状を発症した場合は、速やかに報告しなければならない。

(4) いずれの場合も、14日間の隔離期間が満了する前に乗り継ぎ便や帰国便の搭乗日が到来して物理的にグアムを離れる予定の場合、その事実を証明すれば、隔離期間は当該搭乗日までとなる。

### 3 その他

(1) 全ての来島者は、入国に際して、問診票（Health Declaration Form）を記入して当

局に提出しなければならない。また、感染者追跡アプリである Guam COVID Alert app のダウンロードが推奨される（あくまでも任意）。

（２）単独で来島する未成年者、航空機及び船舶の乗務員、医療関係者を含むエッセンシャル・ワーカー、緊急の用件（家族の危篤の場合や自身に重篤な病気がある場合等）でグアムに渡航する者、軍関係者等については、別途の手順が定められている（別添４頁C以降を参照）。

（３）乗り継ぎ客は、乗り継ぎ時間が１３時間未満の場合は、グアム国際空港内の指定場所にとどまり乗り継ぎ便を待つことが要請される。乗り継ぎ時間が１３時間を超える場合は、乗り継ぎ便に搭乗するまでの間に限り、上記１に沿って対応がなされる。

（４）グアム政府指定施設における強制隔離に伴う費用負担は発生しない。

（５）本ガイドラインに従わない場合は、\$ 1,000以下の罰金もしくは１年以下の禁固またはその両方が科される。